

イギリス(イングランド・ウェールズ)における裁判官の人事制度

第1 任命

1 給源

(1) 弁護士制度

イギリスの弁護士には、以下の2種類の弁護士が存在する。その養成制度は、全く別個で、それぞれ独自の自治組織を有し、伝統的に業務内容も区別されている。

バリスタ	訴訟事件についての法廷での弁論活動及び助言を行う。 2000年現在10,132人
ソリシタ	法廷における弁論を除く訴訟活動(書面の作成,証拠の収集等)と、そのほかの業務(不動産取引,契約書の作成,相続関係等)を行う。 1999年現在79,503人

(2) 法曹一元

イギリスでは、法曹一元が採用されており、裁判官は、主として一定年数以上の経験を有する弁護士から選任される。

2 裁判官の任用制度

(1) 裁判官の種別

・ 高等法院裁判官以上のランクと巡回裁判官以下のランクの裁判官とでは、その任用の仕方が基本的に異なる。基本的には、前者については招聘制が、後者については応募制が採られている。

・ 従前、高等法院裁判官及び巡回裁判官レベルの裁判官には、主としてバリスタが、地方判事レベルには主としてソリシタが任命されてきた。しかし、上級裁判所における弁論資格を有するソリシタの数が増加するにつれて、巡回裁判官レベルにもソリシタが進出するようになり、逆に、県裁判所の役割増大に従い、地方判事レベルにもバリスタが応募するようになってきている。

(2) 巡回裁判官以下のランクの裁判官の任用の具体的特徴

非常勤裁判官から常勤裁判官への任用の原則化

(3) 巡回裁判官の任用

アシスタント・レコーダー(非常勤)→レコーダー(非常勤)→巡回裁判官(常勤)

アシスタント・レコーダー	<p>刑事法院又は県裁判所における弁論資格を10年以上有した弁護士から任命され、任期はなく、勤務成績が不良であるときは、いつでも解任される。</p> <p>刑事法院及び県裁判所において、民事及び刑事事件のうち、比較的軽微な事件を扱う(ただし、任命当初は刑事法院のみ。県裁判所で執務するには、2年間経過後に所定の研修を経る必要がある)。年間最低限20日間勤務、そのうち10日間は連続した勤務を要する。</p>
レコーダー	<p>アシスタント・レコーダーとして3年～5年勤務した者の中から任命され、任期は3年で、誠実に勤務する限り再任されるのが通例(実務上65歳を超えては再任されない取扱い)。</p> <p>刑事法院及び県裁判所において、民事及び刑事事件のうち、比較的軽微な事件を扱い、年間最低限20日間勤務、そのうち10日間は連続した勤務を要する。</p>

(4) 地方判事の任用

非常勤→常勤

非常勤地方判事	<p>裁判所における弁論資格を7年以上有している弁護士から任命。試用期間(当初の1年6か月間)の勤務成績が良好である場合、任期が3年間延長される。</p> <p>県裁判所又は高等法院のディストリクト・レジストリー(出張所)において、民事又は刑事事件のうち、比較的軽微な事件を扱う。年間20～50日間程度勤務する。</p>
---------	--

※ 2000年4月12日、大法官は、アシスタント・レコーダーとレコーダーの区別をなくし、刑事法院又は県裁判所における弁論資格を10年以上有した弁護士から、直接レコーダーに任命することにした。これに伴って、それまでのアシスタント・レコーダーには、レコーダーの資格が与えられた。

併せて、大法官は、レコーダーを含む非常勤裁判官の新しい任期と条件を定めた。その内容は、任期は少なくとも5年とすること、限定的に明示された理

由がない場合には通常自動的に再任されること、限定的に明示された理由がある場合にのみ罷免されることなどである。

3 巡回裁判官までの任命手続

アシスタント・レコーダー	<p>① 大法官府による任官募集（新聞又は法律雑誌を通じて広告）に対し、書面で応募</p> <p>② 大法官府による意見照会（各地域の裁判官，パリスタ及びソリシタに対し，書面でコメントを求める），面接候補者の選定</p> <p>③ 面接委員会（現職の巡回裁判官，一般人及び大法官府の上級職員で構成）による面接の結果及び当該地域の裁判所長等の意見を踏まえ，大法官が任命</p>
レコーダー	<p>アシスタント・レコーダーとして3年の経験を有する応募者について，大法官の推薦に基づき，女王が任命。将来常勤裁判官である巡回裁判官となるための潜在的な資質を有するか否かという観点から選考される。</p>
巡回裁判官	<p>レコーダーとして2年以上の経験を有する者（最近は，地方判事として，3年以上の経験を有する者も対象とされる。）の中から大法官の推薦に基づき，女王が任命</p> <p>その際，大法官は，任命基準における各応募者の資質及び適性について，裁判官，パリスタ及びソリシタに対し，①法的な知識及び経験，②技能及び能力並びに③個人的資質の3つの基準について，5段階評価を，また，総合評価として3段階評価を求める照会をするとともに，面接を経て，最適と判断する者を推薦する。</p> <p>※「イギリスにおける巡回裁判官の任命基準について」参照</p>

第2 昇進・異動・報酬

- ・ 特定の裁判所の裁判官として任命されるというシステムであり，昇進・異動はない。上位の裁判官ポストには，新たな任命手続を経て，就任することになる。
- ・ 一官一俸給制のため，昇給制度はない。

第3 勤務評価

- ・ 裁判官の任命手続の過程で，裁判官の任用手続を行う大法官府が，候補者を知る裁判官や弁護士に，当該候補者の適性について照会するなどして，弁護士時代からの情報を収集している。
- ・ また，非常勤裁判官として勤務する期間について，常勤裁判官に求められる能力・適性を見ている。近年，非常勤地方判事について，自己評価システムが

採用されているようであり、また、一部の地域では、一般的な評価システムが導入されている模様である。

(参考文献)

- ・ 「イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状」(司法研究報告書53-1)
- ・ Lord Chancellor's Department "Judicial Appointments"
- ・ 最高裁判所事務総局「外国司法制度研究報告(英国)－英国における非常勤裁判官制度・民事訴訟改革と専門的知見の利用・弁護士業務等について－」
- ・ その他最高裁調べ